

突発的局地的豪雨による土砂災害時における防災情報の
伝達のあり方に関する検討会開催要綱

(開催)

第1条 消防庁国民保護・防災部防災課及び防災情報室（以下「防災課・防情室」という。）は、「突発的局地的豪雨による土砂災害時における防災情報の伝達のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

(目的)

第2条 昨今、突発的局地的な豪雨に伴う土砂災害が頻発していることを踏まえ、このような場合における防災気象情報や避難勧告等の防災情報の伝達について、どういった情報をどのような範囲でどう伝達すべきかを検討する。また、上記情報伝達について確実にを行うとともに実効性を高めるため、市町村の災害応急体制等について併せて検討する。これにより、市町村が避難勧告等の発令の運用を適切に行い、住民の適切な避難行動を促せるようにすることを目的とする。

(検討会)

第3条 検討会は、次項に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員は、各関係行政機関の職員及び災害情報伝達に関し学識のある者のうちから、消防庁長官が委嘱する。
- 3 検討会には、座長を置く。座長は、委員の互選によって選出する。
- 4 座長は検討会を代表し、会務を総括する。
- 5 検討会には、委員の代理者の出席を認める。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成27年3月31日までとするが延長を妨げないものとする。

(運営)

第5条 検討会の運営は、防災課・防情室が行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関する必要事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月23日から施行する。